

沼津市パブリック・コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度の実施に関する基本的事項を定めることにより、市の政策形成過程における市民等の参画を推進するとともに、市民等への説明責任を果たすことによる行政運営の透明性の向上を図り、もって公正で開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の基本的な政策等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、当該案に関する意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市政に関する基本方針を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するものを除く。）
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な方針を定める構想及び計画案の策定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合であって、この要綱に定める手続きを実施することが困難であると認められるとき
- (2) 軽微な内容の変更を行う場合
- (3) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がほとんどない場合
- (4) 政策等の策定に当たり、縦覧、意見の提出等、意見聴取の手続きが法令により定められている場合
- (5) 附属機関又はこれに準ずる機関においてパブリック・コメント制度に準じた手続きを経て作成した報告、答申等に基づき、意思決定が行われる場合
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会に提出する場合
(案の公表)

第 5 条 実施機関は、政策等を定めるときには、当該政策等の案（条例にあっては、条例の素案又は骨子。）及びこれに関する資料をあらかじめ公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公表する場合には、次に掲げる事項を併せて提示するものとする。

- (1) 意見の提出先
- (2) 意見の提出期間
- (3) 意見を提出できるものの範囲
- (4) 意見の提出方法
- (5) 結果の公表予定時期
- (6) その他実施機関が必要と認める事項

3 第 1 項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(意見の提出)

第 6 条 前条第 2 項第 2 号の提出期間は、30 日以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、30 日以上の提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、実施機関は、30 日を下回る提出期間を定めることができる。この場合、当該パブリック・コメント制度に係る政策等の案の公表の際に、その理由を明らかにするものとする。

3 意見を提出しようとする者には、住所、氏名（法人においては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先、その他実施機関が定める事項の明示を求めるものとする。

(実施の予告)

第7条 実施機関は、第5条第1項の規定による公表を行う前に、広報紙、インターネットの利用その他の方法により、パブリック・コメント制度の実施の予告を行うものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を考慮して意思決定を行うものとする。

(結果の公表等)

第9条 実施機関は、パブリック・コメント制度を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公表（議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出をいう。）と同時期に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見の考慮結果とその理由

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表するにあたり、沼津市情報公開条例（平成12年沼津市条例第37号）第5条に規定する不開示情報に該当するものについては、公表しないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成22年3月9日市長決裁）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用するものとし、同日前において既に策定過程にある政策等については適用しない。

付 則（平成24年2月3日副市長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月11日副市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年7月6日副市長決裁）

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。